

●コミュニティ助成事業実施概要

○一般コミュニティ助成事業

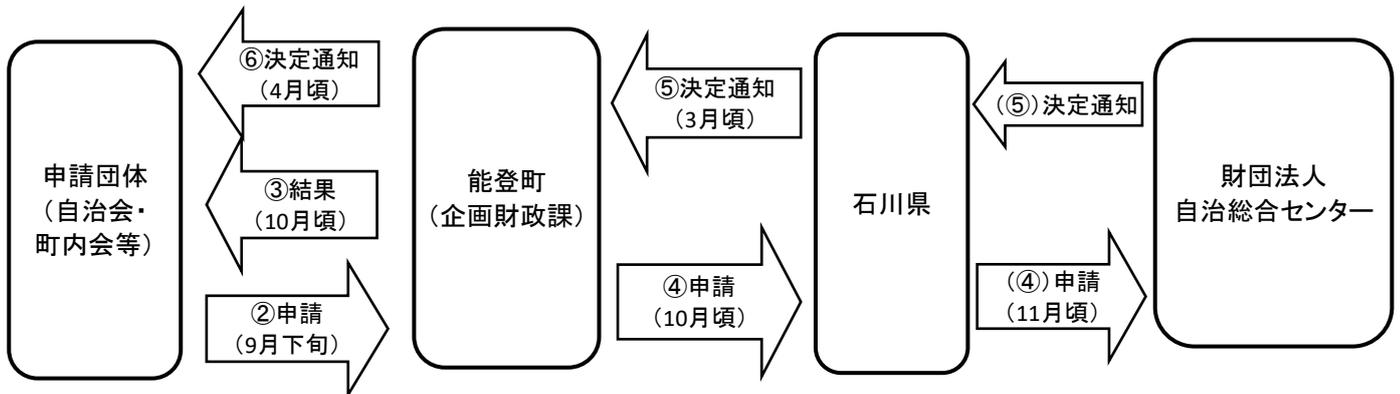
概 要	対象団体	助成金額 (10万円単位)	対象経費
住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すものでコミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業	市町村又はコミュニティ組織	100～250万円	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外とする。

○青少年健全育成助成事業

概 要	対象団体	助成金額 (10万円単位)	対象経費
青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する（スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業）ソフト事業	市町村又はコミュニティ組織	30～100万円	青少年健全育成事業のソフト事業に要する経費。ただし、備品は対象外とする

●申請から決定までの流れ

- ①町は申請を希望する自治会・町内会等を広く募集するため、9月頃にホームページ等で募集。
- ②申請を希望する団体は、秋頃（9月頃）に翌年度の申請を実施。希望する団体は企画財政課と協議し、「コミュニティ助成事業申請希望書（様式1）」を9月下旬までに提出。
- ③申請件数が多い場合は、審査会を開き、優先順位を決定し、その審査又は抽選結果を「コミュニティ助成事業結果通知書（様式2）」にて通知。
- ④審査会を通過した事業を10月頃に石川県へ申請し、県から財団法人自治総合センターへ11月頃申請。
- ⑤財団法人自治総合センターから石川県を經由して翌年の3月頃に町へ決定通知
- ⑥町から申請団体へ「コミュニティ助成事業決定通知書（様式3）」により通知。



●決定から入金までの流れ

- ①決定通知を受けた自治会・町内会等は、「コミュニティ助成事業申請希望書（様式1）」のとおり事業を遂行する。
- ②助成金額及び事業内容の変更が生じた場合は、「コミュニティ助成事業変更申請希望書（様式4）」を提出する。
- ③事業の完了後は速やかに「コミュニティ助成事業実績報告書（様式5）」を企画財政課へ提出する。
- ④町は「コミュニティ助成事業実績報告書（様式5）」を受付し審査のうえ、記載してある振込先へ速やかに入金を行う。

